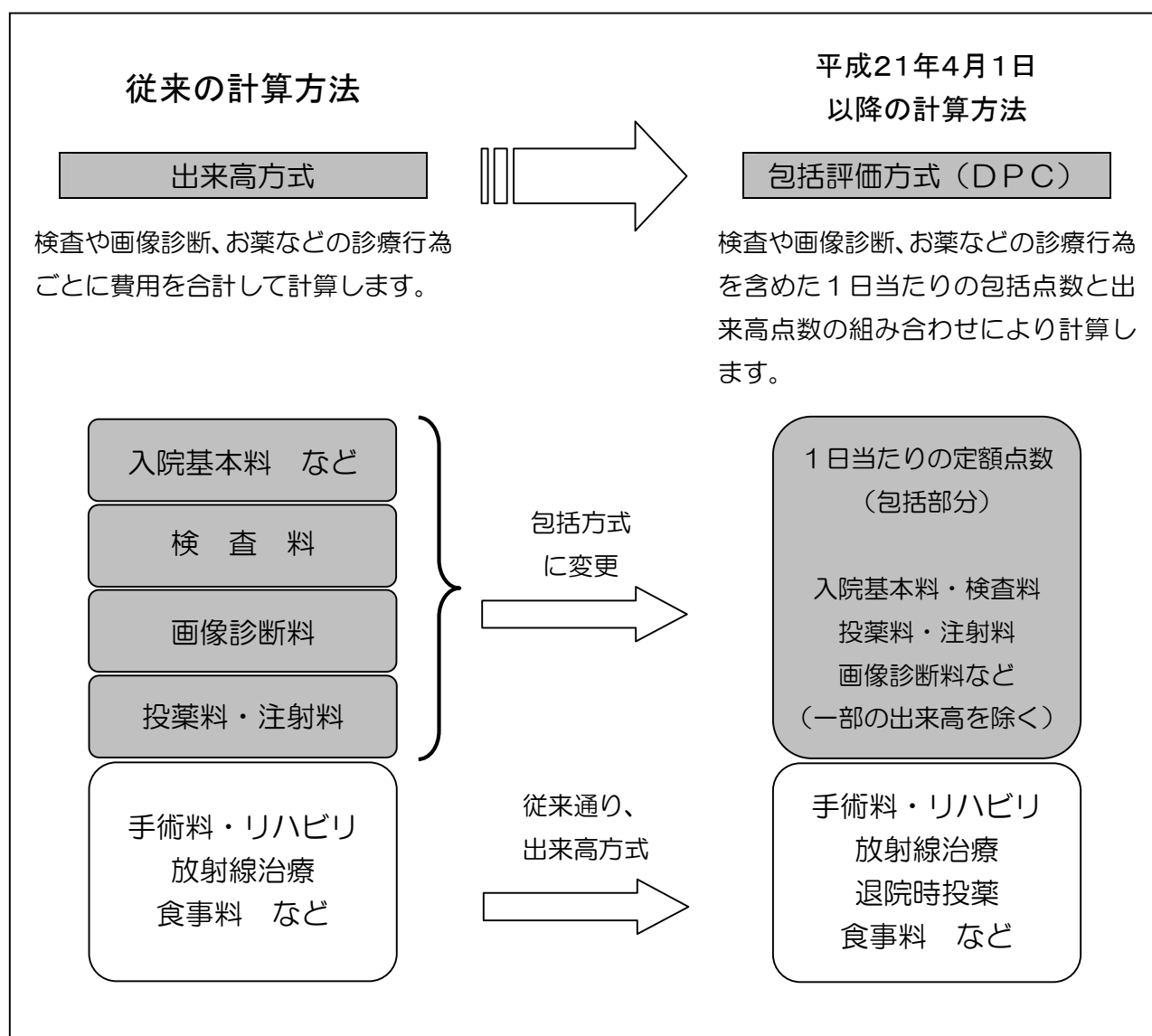


当院は、平成21年4月1日より

DPC(診断群分類による包括評価制度)

の適用病院として、入院医療費の計算を行なっております。

当院は、平成21年4月1日より厚生労働省の指定を受け、「診断群分類による包括評価制度(DPC)」の適用病院となっております。これにより入院医療費の計算方法が以下のように変更されておりますので、ご理解下さいますようお願いいたします。



※ 患者さまの病気の種類・診療内容によっては、包括評価方式の対象とならない場合がございます。ご不明な点等ございましたら、1階医事窓口へお問い合わせください。

※ 裏面の「DPCに関するQ&A」をご覧ください。

DPCに関するQ&A (多く寄せられるご質問についてお答えいたします。)

Q1	「DPC」による入院医療費計算方式とはなんですか？
A1	従来の「出来高払い方式」とは異なり、あらかじめ厚生労働省で定められた病名や治療内容に応じた1日あたりの定額金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と出来高評価部分（手術・麻酔、リハビリ、放射線治療等）を組み合わせる新しい方式です。 「DPC」は単に支払い方式の改革だけではなく、良質で効率的・効果的な医療、医療の透明化等を図るために実施されるものです。

Q2	どのような病院で計算方法が変わるのですか？
A2	国の急性期入院医療における新たな医療費計算方式に係る調査に参加協力をし、厚生労働大臣に届出を行なったのちに指定を受けた病院のみが適用できます。全国では1300病院以上が本方式を採用しており、新潟県立病院においては、当院を含め4病院が採用しています。

Q3	すべての入院患者さまがこの制度の対象となるのですか？
A3	患者さまの病気の種類や診療内容によって診断群分類のいずれかに該当すると判断した場合に、「診断群分類による包括評価制度（DPC）」により入院医療費を計算いたします。病気が診断群分類のいずれにも該当しない場合や自費診療、労災保険、治験、臓器移植、先進医療等の方については、従来どおり「出来高方式」による計算となります。

Q4	入院医療費は高くなりますか？それとも安くなりますか？
A4	「DPC」では、病気の種類や診療内容と入院日数によって医療費が決まりますので、高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。

Q5	入院医療費（一部負担金）の支払い方法は変わりますか？
A5	お支払い方法については、従来と基本的には変わりありません。患者さまがご加入されている保険の負担割合に応じて入院医療費（一部負担金）をお支払いいただきます。 <u>ただし、入院後、病状の経過や治療内容によって診断群分類（病名）が変更になった場合には、定額分（包括分）の医療費が変動することとなるため、月ごとの定期請求や退院時などに前月までのお支払い額との差額の調整を行なうことがあります。</u>

Q6	高額療養費の扱いはどうなりますか？
A6	従来どおり、毎月の一部負担金のうち限度額を超える場合には高額療養費制度の適用となりますので、入院時に限度額適用認定証をお持ちください。

※ 詳しくは、「1階 医事窓口」へお問い合わせください。